

造花レンタルに関する同意書

(甲)お客様

(乙)花屋 町田商店 代表 町田純

甲乙双方は、乙が創作して所有・管理する造花（以下、「本件造花」という。）についての賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 乙は甲に対して、甲が主催する、本年度卒業式及び、翌年度入学式で使用するため、本件造花を甲指定の場所に送付して甲に貸し渡し、甲はこれを借り受ける。

(引き渡し)

第2条 乙は、本件造花を、乙が指定する宅配業者を使用して、甲が指定する日に送付する。甲の不在等による受領の遅延は、甲の責任とする。

2 前項の引き渡しに要する費用は、宅配業者による送料着払いのサービスを用いる場合は、乙の負担とする。

(返却方法)

第3条 甲は、入学式終了の後速やかに、遅くとも入学式年度の4月13日までに乙に到着するように、返却用の箱を用いて、本件造花を乙に返却する。

2 前項の引き渡しに要する費用は、乙の負担とする。ただし、返却用の箱その他返却に必要な備品を紛失、毀損その他、甲の責でこれらが使用できないときは、その調達（乙からの再送付を含む）にかかる費用は甲の負担とする。

(レンタル料)

第4条 本件造花のレンタル料は、申し込み時に、乙のショッピングサイト (<https://hanaya.flowers>) の本件商品ページに掲載されている価格による。

2 レンタル料は、本件造花受領の日から10日以内に、乙の指定する方法から、甲が選択した方法をもって支払う。送金にかかる費用は甲の負担とする。

(レンタル期間)

第5条 レンタル期間は、甲が本件造花を受領した日から同年4月13日とする。

(本件造花の不具合)

第6条 甲は、本件造花を受領したのち、速やかに検品を行う。

2 前項の検品において、本件造花の形状、色合い、質感その他については、甲がインターネット等を通じた写真等の媒体で確認したものと、本件造花現物との差異があっても、明らかに異なる物である場合を除いて、甲は許容する。

3 受領した造花に不備があり、卒業式及び入学式に使用することができないときは、ただちに乙に通知する。

4 前項の通知を受けた乙は、その状況を判断し、本件造花の交換、または代金の返還のいずれか最善の方法で対応する。

(本件造花の管理)

第7条 甲は、保管中および上記行事において使用中、安定した場所に本件造花を設置し、転倒、破損などが生じないように注意を払うなど、善良なる管理者の注意を払う。

2 甲は本件造花について、本契約で認められた場合のほか、事前の乙の承諾なく、保管中の保管場所、卒業式会場及び入学式会場以外の場所に移動しない。

3 甲は許可なく本件造花を第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供してはならない。

(本件造花の損害賠償)

第8条 本件造花が、天災地変、その他、甲乙いずれの責に帰することのできない不可抗力により、滅失または使用不能になった場合、本契約は消滅する。

2 本件造花が、甲の使用、管理の不備など、甲の責に帰する原因により毀損した場合、または、甲の過失により、本件造花が盗難または滅失した場合、甲は乙に対して、第4条のレンタル料の他、金 5,500 円(税込)を支払う。

(第三者への損害賠償)

第9条 甲による本件造花の使用、保管に起因して、本件造花が転倒して第三者を負傷させるなど、第三者に対し、損害が発生した場合は、甲の責任において、すみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

2 乙は、第三者に与えた損害が、本件造花の構造、性能の不備による場合を除いて、その損害の賠償の責を負わない。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 甲は、事前の乙の書面による合意なくして、本契約上の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは担保に供してはならない。

(禁止事項)

第11条 甲は、乙の書面による承諾を得なければ以下の行為をすることはできない。

- 1) 本件造花の形状、色、その他を変更すること。
- 2) 本件造花を本来の用途以外に使用すること
- 3) 本件造花を、本契約で認められた場合のほか、保管中の保管場所、卒業式会場及び入学式会場以外の場所に移動させること。

(中途解約)

第12条 甲は、書面その他、意思表示の内容が明確に確認できる方法で通知するとともに、別に定めるキャンセル料を支払うことで、解約することができる。

2 前項において、本件造花を甲の指定する場所に発送した後の場合は、本件造花の返却方法に従い、速やかに乙に返却する。

(契約解除)

第13条 乙は、甲が以下の各号の一に該当したときは、催告を要せずに、本契約を解除することができる。

- 1) 連絡が取れないなど、所在が不明となったとき
- 2) 甲がレンタル料などの支払を怠ったとき
- 3) 甲が本件造花について必要な維持・管理を行わなかったとき。

- 4) 本件造花が盗難にあった場合、もしくは本件造花が滅失し、または毀損し使用不能となったとき
- 5) 本契約のいずれかの条項に違反したとき
- 6) 本契約の円滑な履行が困難になったとき、または信用不安が生じたとき

2 前項の場合において、乙はただちに本件造花を引き取るものとし、その引取りに要する費用は甲が負担するとともに、甲は乙の引取りに協力しなければならない。

(秘密保持)

第14条 甲乙双方は、本契約の履行にあたり、相手方より提供された技術上または営業上の情報を、本件造花の利用に必要な範囲を超えての使用または第三者に開示または漏洩してはならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第15条 甲乙双方は、次の各号の事項を確約する。

- 1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- 2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
- 3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - a 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - b 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

(この同意書に定めのないことの協議)

第16条 本契約の規定に関する疑義又はこれらの規定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、乙の住所地を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

乙のショッピングサイト(<https://hanaya.flowers>)にしたがい、決済を終えたときには、甲乙双方は、以上に合意したものと見なします。

この同意書は、印刷してお手許に保管をお願いいたします。

(甲)お客様

(乙) 群馬県渋川市北橘町真壁908番地2

花屋 町田商店

代表役職名 代表 町田 純

